

珠海エリアの企業所得税優遇リストの詳細化と奨励産業の定義の明確化

2025年7月
第5号

概要

2021年9月5日に国務院が公布した「横琴粵澳深度合作区における全体建設案」にて、横琴粵澳深度合作区（広東省珠海市に位置する横琴島、広東省、マカオ特別行政区間における金融などの協力体制を指す。以下、「横琴合作区」）における15%の企業所得税優遇税率の適用を含め、一定の条件を満たした企業に対する複数の企業所得税優遇政策が提案されました。財税[2022]19号「財政部 国家税務総局 横琴粵澳深度合作区における企業所得税優遇リストに関する通知」（以下、「優遇リスト」）の公布により、優遇リスト内の業務を主要業務とする企業が横琴合作区において実質的な事業を行う場合、15%の企業所得税優遇税率の適用を受けることができます。

近年、横琴粵澳深度合作区経済発展局と金融発展局は「『横琴粵澳深度合作区における企業所得税優遇リストの主要業務定義サービス指針』の公布に関する通知」（粵澳深合経発通[2025]23号。以下、「主要業務定義サービス指針」）を共同で公布し、「優遇リスト」における産業項目についてより詳細化した規定を設け、企業所得税15%の優遇政策を着実に、また詳細且つ正確に実施するため、横琴合作区の税務局に対して、企業が属する関連産業の判定が困難な場合におけるより明確な指針を提供しました。

本稿では「主要業務定義サービス指針」の主な内容を紹介するとともに、PwCのインサイトを共有します。

詳細内容

「主要業務定義サービス指針」の適用期間は2025年6月30日～2029年12月31日となっており、本文及び以下2点の添付資料から構成されています。

添付資料 1.横琴粵澳深度合作区の企業所得税優遇に係る主要業務定義情報収集表

添付資料 2.「横琴粵澳深度合作区の企業所得税優遇リスト」における用語解説及び定義ポイント（以下、「定義ポイント」）

「主要業務定義サービス指針」は、企業の主要業務が「優遇リスト」における産業に該当するか否かの判断を行う際に横琴合作区の関連部門による定義が困難な場合に適用され、企業も税務優遇の享受や「優遇リスト」をより理解して運用するために、この指針を参照することができます。

横琴合作区にて15%の企業所得税優遇が適用される産業の定義

「優遇リスト」は、9大産業の計150項目で構成され（内訳：ハイテク産業が56項目、科学教育研究開発産業が7項目、漢方薬産業が4項目、医薬衛生産業が21項目、その他マカオ特別行政区におけるブランド工業が3項目、文化・コンベンション・貿易産業が7項目、旅行業が10項目、現代サービス業が36項目、現代金融業が6項目）、各産業には複数の具体的な業種が含まれています。

「主要業務定義サービス指針」のうち添付資料2の「定義ポイント」では、「優遇リスト」の150項目の産業に対応する定義ポイント及び証明資料リストを追加しているほか、リストを詳細化する形式で計377件の具体的な業界を一つずつ掲載し、この377件の具体的な業界に対応する用語解説も追加しています。

「優遇リスト」第 119 項の産業を例にとると、「定義ポイント」ではそこに含まれる 2 つの具体的な業界（第三者物流、第三者物流管理）についてそれぞれ用語解説を挙げ、定義ポイントと定義に必要な資料リストを提供しています。

リスト条項	詳細化リスト	用語説明	定義ポイント	資料リスト
119. 第三者物流 及び管理	第三者 物流	需給双方から独立し、顧客に専門的または総合的な物流システム設計やシステム運営に基づいて物流サービスを提供する事業モデルを指す。これには道路、鉄道、水路、航空、パイプライン、貨物利用運送などの方式による運送、船舶代理、貨物代理、その他代理（通関代理、通関検査代理など）、倉庫サービス、貨物配送、貨物統合・分割、荷役、輸送設備リース、検査・試験・修理などの直接的な物流サービス提供、第三者物流ソリューション及びコンサルティングサービスの提供、並びに第三者物流関連情報システム（プラットフォーム）サービスの提供が含まれる。	一、主要営業収入がサービス型収入の場合、主要営業収入に対応する有効なサービス契約またはその他の関連する有効な資料及び増値税発票リストを備えなければならない。 二、主要営業収入の一部または全部が商品販売収入の場合、以下の条件を満たさなければならない。 1. 購買／販売契約の総額と代理サービス合意書／委託サービス契約の総額が一致していること 2. 売買プロセスが実質的にサプライチェーンサービスプロセスであることを、物流に関する一連の書類や第三者への物流サービス委託契約によって示すことができること	一、主要営業収入がサービス型収入の場合、以下の資料を提供しなければならない。 1. 主要営業収入に対応する有効なサービス契約またはその他の関連資料及び増値税発票リスト 2. 優遇措置の適用を申請した納税年度に対応する監査報告書または主要営業収入が明記された財務諸表 二、主要営業収入の一部または全部が商品販売収入の場合、上記資料に加えて以下の資料も提供しなければならない。 1. 仕入／販売契約書及び対応して取得／発行した増値税発票リスト 2. 物流証憑 3. 「再委託」方式で物流サービスを外注する企業の場合、対応するサービス契約書（例：第三者輸出入代理サービス契約書、第三者運送契約書、第三者倉庫契約書及び対応するサービス発票） 4. 企業の活動に委託加工や「パ〖チャルファクトリー」などのサプライチェーン管理サービス業務が含まれる場合、上記資料 1～3 に加えて、加工工場との委託生産契約書、原材料仕入に係る仕入増値税発票、加工工場が発行した加工費仕入増値税発票、及び売上増値税発票
	第三者 物流管理	第三者物流企業による運送、貨物運送代理、倉庫サービス、配送などの直接的な物流サービスの提供を基礎とする、委託決済などの付加価値を持つ物流管理サービスの提供を指す。第三者物流決済及び物流管理に関する活動には、第三者の代金代理受払、貨物の代理受取及び帳簿照合・検収、委託者の資金取引の記録、監視、統制及び促進の実施、決済資金の安全性確保への取り組み、物流決済に関するソリューションの設計、計画、プロセス情報化システムサポート及びコンサルティングサービスの提供、並びに物流決済管理に関する情報システム（プラットフォーム）サービスの提供が含まれる。	三、主要業務の実施に当たって行政許可の取得が必要な場合、関連する認可文書を提供することができること。 四、契約書に金額が明記されていない場合、その収益が優遇措置の対象範囲であることを示すための追加的な資料を提供しなければならない。	三、主要業務が行政許可の取得が必要な場合、関連する認可文書を提供する。 四、契約書に金額が明記されていない場合、契約双方が確認した有効な口座取引明細書及び関連する銀行取引明細書、状況説明書など、主要営業収入が優遇措置の対象に該当することを証明できる資料を提供しなければならない。

PwC のインサイト:

- 上記の第 119 項「第三者物流及び管理」には、企業が委託加工や「バーチャルファクトリー」などのサプライチェーン管理サービス業務を実施する場合も含まれており、当該企業は関連資料(委託加工工場生産契約書、仕入物資の仕入増値税発票、加工工場が発行した加工費に係る仕入増値税発票などを含むがこれらに限定されない)を提供することで、「優遇リスト」に該当する産業であることを証明することができます。
- また、第 122 項「サプライチェーン管理、サービス、技術革新及び応用」も注目されている項目であり、第 119 項に比べてカバーされる範囲はより広く、「サプライチェーン管理」、「サプライチェーンサービス」及び「サプライチェーン技術革新及び応用」が含まれています。「定義ポイント」は資料リスト一覧に示されており、「主要営業収入がサービス型収入の場合」、「主要営業収入の一部または全部が商品販売収入の場合」のそれぞれにおいて資料の提供が必要です。これは、一部のサプライチェーン管理サービス企業が貿易関連取引を行っていた場合でも、一定の条件(例: 第三者のサプライチェーン管理サービス契約、が売買プロセスが実質的にサプライチェーン管理サービスプロセスであることを示している場合、委託加工や「供給型バーチャルファクトリー」などのサプライチェーン管理サービス業務が存在する場合など)を満たす場合、第 122 項「サプライチェーン管理、サービス、技術革新及び応用」に該当することを意味します。
- 第 145 項「クロスボーダー投融資の双方向開放サービス体系の建設」について、「定義ポイント」では次の産業が含まれることを明確化しています。適格外国人有限責任組合(QFLP)の国内投資、適格国内有限責任組合(QDLP)の国外投資、適格国内機関投資家(QDII)の国外投資、人民元建国外投資貸付金ファンド、クロスボーダー信用貸付及び関連する主管部門の認可を経て(FDI、ODI を含むがこれらに限定されない)クロスボーダー投融資業務を展開するファンド企業。
- このほか、「定義ポイント」では「優遇リスト」の少数の産業項目について修正を加えています。具体的には以下のとおりです。
 - 第 48 項:「『電力』、パイプライン、設備などに係る据付技術の改造・アップグレード」へ変更(修正前は「『電気』、パイプライン、設備などに係る据付技術の改造・アップグレード」)
 - 第 58 項:「漢方薬テクノロジー実験センター」を削除

定義に係る手続

「主要業務定義サービス指針」では、企業の主要業務が「優遇リスト」に該当するか否かについて横琴合作区税務局で定義することが困難な場合、税務局は横琴合作区経済発展局、金融発展局による定義の明確化を申し立てることができ、その際に企業リスト及び関連する申請情報を添付する必要があります。

横琴合作区経済発展局、金融発展局は、横琴合作区税務局による定義の明確化を申し立てた日から 10 営業日以内に、要求に応じて定義に係る必要資料を提供するよう企業に通知しなければなりません。資料には主要業務の概要、企業が定義の明確化を申請する「優遇リスト」の対応項目、主要業務収入比率などが含まれます。

横琴合作区業界主管部門は、資料審査の網羅性や手続の規範性などに責任を負い、規定を満たす場合、横琴合作区税務局は 30 営業日以内(専門家による審査期間は期限に含まれない)に定義意見を提出して対象企業にも通知します。

PwC のインサイト:

「主要業務定義サービス指針」は、企業の主要業務が「優遇リスト」に該当するか否かについて横琴合作区税務局による定義が困難な場合に、横琴合作区税務局が定義の明確化を申し立てを行う際に適用されます。専門性の高い分野については、さらに専門家に対して評価意見の提出を求める場合もあります。当該指針は、企業に対して自発的な定義手続の申し立てを促すものではないものの、企業自身が属する産業において 15% の企業所得税優遇を享受できるか否かについてのより正確な判定を行うために、添付資料 2 の「定義ポイント」を参照することを目的としたものです。

まとめ

企業の主要業務が「優遇リスト」の産業に該当することは、企業が横琴合作区での 15% の企業所得税優遇を享受する必要条件の一つです。しかし、「優遇リスト」における産業の説明は比較的シンプルであるため、実務において企業が自主判定を行う際に困難が生じることがあります。今回公布された「定義ポイント」では、各産業について項目ごとに解説し、用語解説や定義ポイント、及び定義に必要な資料リストを提供しています。これにより、企業の税務コンプライアンスの向上を促進し、企業の納税実務の規範

性を高め、税務優遇をより確実に享受することが可能となります。特に、過去の判定において争いが比較的多かった産業(例: サプライチェーン管理、ファンド業界など)にとっては、「優遇リスト」に関する企業の理解や運用を支えるだけでなく、税務部門が政策を実施する際により規範的で統一された基準を確立し、税務局と企業との間の争いを減らすのにも役立ちます。業界が注目しているサプライチェーン管理産業について、「定義ポイント」ではサービス型だけでなく、当該サプライチェーン管理会社において貨物貿易収入が生じる場合であっても、条件を満たす限りその製品が「優遇リスト」の範囲から外れることはないとしていることから、適用される場面がより広く、より多くの企業が恩恵を受けられると予想されます。

このほか、横琴合作区での「実質的な運営」も、企業が 15%の企業所得税優遇を享受する上で必要となる条件の一つです。近年、横琴合作区税務局は特に企業の「実質的な運営」状況に重点を置いて現地調査をより強化しています。このため、優遇政策を享受する意向のある企業は、その主要業務が「優遇リスト」の範囲に該当するか否かだけでなく、企業自身の「実質的な運営」が十分か否かについても留意する必要があります。

「定義ポイント」は、企業に対してより公平で透明性があり、予測可能な税務環境を創り出し、より多くの優良企業が横琴合作区に進出するよう誘致し、粵港澳大湾区(広東・香港特別行政区・マカオ特別行政区グレーターベイエリア)の繁栄及び発展を共同で推進することを目的としています。PwC では、横琴合作区での財政・税務政策について引き続き注視するとともに、政策の詳細及びPwC のインサイトを適時に共有します。

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記の PwC 中国税務・ビジネスコンサルティングチーム担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華

PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー
+86 (10) 6533 3415
p.guo@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 中国南部及び香港地区税務主管パートナー
+852 2289 5616
jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

王舜宜

PwC 中国深セン税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8267
rebecca.s.wong@cn.pwc.com

張智營

PwC 中国広州税務主管パートナー
+86 (20) 3819 2187
calvin.zhang@cn.pwc.com

曾惠賢

PwC 中国深セン前海税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8383
catherine.tsang@cn.pwc.com

林曉楡

PwC 中国珠海税務主管パートナー
+86 (755) 8261 8706
cynthia.hy.lam@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2025 年 7 月 4 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解説の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3028

long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港特別行政区のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2025 PwC。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください：www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

横琴细化企业所得税优惠目录，鼓励类产业界定更明确

二零二五年七月
第五期

摘要

2021年9月5日国务院颁布的《横琴粤澳深度合作区总体建设方案》（以下简称“总体方案”）提出在横琴粤澳深度合作区（以下简称“横琴合作区”）符合条件的产业企业享受多项企业所得税优惠政策，包括减按15%的税率征收企业所得税。财税[2022]19号发布了《企业所得税优惠目录（2021版）》（以下简称“《优惠目录》”），落实了“以《优惠目录》为主营业务的产业企业并在横琴合作区进行实质性运营，可享受减按15%征收企业所得税”优惠。

近日，横琴粤澳深度合作区经济发展局、金融发展局联合出台了关于印发《横琴粤澳深度合作区企业所得税优惠目录主营业务界定服务指引》的通知（粤澳深合经发通[2025]23号）（以下简称“《主营业务界定服务指引》”），对《优惠目录》中的产业项目作出了进一步的细化规定，为横琴合作区税务局难以判定企业从事的相关产业时，提供更清晰的指引，以落实、落细、落准企业所得税15%的优惠政策。

本期《中国税务/商务新知》介绍《主营业务界定服务指引》的主要内容，并分享我们的观察。

详细内容

《主营业务服务界定指引》的有效期为2025年6月30日至2029年12月31日，包括正文和两个附件：

附件1.横琴粤澳深度合作区企业所得税优惠主营业务界定信息采集表

附件2.《横琴粤澳深度合作区企业所得税优惠目录》名词解释及界定要点

《主营业务服务界定指引》适用于横琴合作区相关部门对企业的主营业务是否属于《优惠目录》难以界定的情况，企业也可参考该指引以便更好地理解 and 运用《优惠目录》以享受税收优惠。

横琴合作区15%企业所得税优惠产业界定

《优惠目录》包括9大产业共150项（其中高新技术产业56项、科教研发产业7项、中医药产业4项、医药卫生产业21项、其他澳门品牌工业3项、文化会展商贸产业7项、旅游业10项、现代服务业36项、现代金融业6项），每项产业都包括数个具体行业。

《主营业务界定服务指引》中的附件2《<横琴粤澳深度合作区企业所得税优惠目录>名词解释及界定要点》（“《界定要点》”），对《优惠目录》的150项产业对应增加了界定要点以及证明资料清单，还将每一个具体行业以细化目录的形式展示出来，共377个具体行业，同时对应增加这377个具体行业的名词解释。

以《优惠目录》第 119 项产业为例，《界定要点》将里面包含的 2 个具体行业（第三方物流、第三方物流管理）分别列出名词解释，并提供界定要点和界定所需的资料清单：

目录条款	细化目录	名词解释	界定要点	资料清单
119. 第三方物流及管理	第三方物流	指独立于供需双方，为客户提供专项或全面的物流体系设计或系统运营的物流服务模式，包括通过公路、铁路、水路、航空、管道、无运输工具承运等方式提供运输、船舶代理、货运代理、其他代理（如报关代理、报检代理等）、仓储服务、货物配送、货物合并拆分、理货、运输设备租赁、检测检修等直接的物流服务；提供第三方物流解决方案和咨询服务；以及运营与第三方物流相关的信息系统（平台）服务。	一、主营业务收入为服务型收入的，应具备与主营业务收入相对应有效服务合同或其他相关有效材料及增值税发票清单。 二、主营业务收入部分或全部为货值销售收入的，还应满足下列条件： 3. 采购/销售合同的总金额与代理服务协议/委托服务合同的总金额匹配； 4. 整套物流单证或转委托给第三方的物流服务合同能反映出购销过程实际是供应链服务流程。 三、开展主营业务涉及应取得行政许可的，能够提供相关许可文件。 四、合同未注明金额的，应提供补充材料以表明其收入符合优惠范围。	一、主营业务收入为服务型收入的，应提供： 3. 与主营业务收入相对应有效服务合同或其他相关有效材料及增值税发票清单； 4. 与申报享受优惠纳税年度相对应的审计报告或列明主营业务收入的财务报表。 二、主营业务收入部分或全部为货值销售收入的，除上述材料还应提供： 5. 采购/销售合同及相应取得/开具的增值税发票清单； 6. 物流单证； 7. 采用“转委托”方式将物流服务外包的企业，提供相应的第三方服务合同，例如：第三方代理进出口服务合同、第三方的运输合同/协议、第三方的仓储合同/协议及相应的服务发票； 8. 企业存在委托加工或“虚拟生产”等供应链管理服务的，除提供上述 1、2、3 点资料外，还需提交委托加工厂生产的合同、采购物料的增值税进项发票、加工厂开具的加工费增值税进项发票，以及增值税销项发票。 三、开展主营业务涉及应取得行政许可的，提供相关许可文件。 四、合同未注明金额的，应提供纳税申报表、经合同双方确认的有效对账单以及与之相关的银行流水、情况说明等企业认为能够表明其主营业务收入符合优惠范围的材料。
	第三方物流管理	指第三方物流企业在提供运输、货运代理、仓储服务、配送等直接的物流服务基础上，提供委托结算等增值的物流管理服务。第三方物流结算和管理涉及的活动包括：第三方的代收、代支付、代收和对账签收；对委托方资金收付活动进行反映、监督、控制和促进，保障结算资金的安全运动；提供物流结算相关解决方案的设计、规划、流程信息化系统支持和咨询服务；以及与物流结算管理相关的信息系统（平台）服务。		

普华永道观察：

- 上述第 119 项“第三方物流及管理”中，也包括了企业存在委托加工或“虚拟生产”等供应链管理服务的业务的情况，这类企业可提交相关材料（包括但不限于：委托加工厂生产合同、采购物料的增值税进项发票、加工厂开具的加工费增值税进项发票等），以证明其属于《优惠目录》产业。
- 此外，第 122 项“供应链管理、服务、技术创新及应用供应链管理、服务、技术创新及应用”也是较为受关注的其中一项，相较于 119 项，其涵盖的范围更广，包括了“供应链管理”，“供应链服务”及“供应链技术创新及应用”。《界定要点》在资料清单一栏列示了“主营业务收入为服务型收入的”、“主营业务收入部分或全部为货值销售收入的”两

种情况下分别需要提供的材料，意味着即便一些供应链管理服务公司存在贸易类的交易，在符合条件的情况下（例如有第三方的供应链管理服务合同能反映出购销过程实际是供应链管理服务流程，或者存在委托加工或“供应型虚拟生产”等供应链管理服务业务），也落入《优惠目录》第 122 项“供应链管理、服务、技术创新及应用供应链管理、服务、技术创新及应用”。

- 针对第 145 项“跨境投融资双向开放服务体系建设”，《界定要点》明确了包括下列产业：合格境外有限合伙人(QFLP)境内投资、合格境内有限合伙人(QDLP)境外投资、合格境内机构投资者(QDII)境外投资、人民币海外投资基金、跨境信贷和经相关主管部门批准（包括但不限于 FDI、ODI）开展跨境投融资业务的基金公司。
- 此外，《界定要点》对《优惠目录》的少许产业项目做了更新，例如：
 - 第 48 项改为“电力”、管道、设备等的安装技术的改造升级（原为“电气”、管道、设备等的安装技术的改造升级）；
 - 第 58 项删除“中医药科技实验中心”。

界定程序

《主营业务界定服务指引》明确规定，若横琴合作区税务局对企业的主营业务是否属于《优惠目录》难以界定的，税务局可以提请横琴合作区经济发展局、金融发展局进行界定，并附上企业名单和相关申请信息。

横琴合作区经济发展局、金融发展局自收到横琴合作区税务局界定请求之日起十个工作日内，需要通知企业按要求提供界定所需材料，包括对主营业务的简述，企业申请界定的《优惠目录》对应条目、主营业务收入占比等（具体参见《主营业务服务界定指引》的两个附件）。

横琴合作区行业主管部门负责审查资料的完整性、程序的规范性等，符合规定的，在三十个工作日内向横琴合作区税务局出具界定意见（专家评审时间不计入时限），并将界定意见通知相关企业。

普华永道观察：

《主营业务服务界定指引》适用的场景是当横琴合作区税务局对企业的主营业务是否属于《优惠目录》难以界定时，由横琴合作区税务局发起界定程序。对于专业性较强的领域，还会请专家出具评审意见。虽然该指引并不是让企业主动发起界定程序，但企业也可参考指引附件二《界定要点》以便更准确的自行判定其产业类型是否能够享受 15% 企业所得税优惠。

注意要点

企业主营业务属于《优惠目录》中的产业，是企业享受横琴合作区 15% 企业所得税优惠的必要条件之一。由于《优惠目录》中的产业描述较为简单，实操中企业自行判定往往存在困难。此次出台的《界定要点》就各项产业予以逐项解读，提供名词解释、界定要点及界定所需的资料清单，方便企业提高税收遵从度，有利于增强企业纳税实务的规范性和享受优惠的确定性。尤其是以往判定争议比较大的产业，例如供应链管理、基金行业等，这不仅有助于企业更好地理解和运用《优惠目录》，也有助于税务部门在执行政策时有更为规范和统一的口径，减少税企争议。对于业界比较关注的供应链管理产业，《界定要点》明确了不仅包括服务型，若该供应链管理公司产生货物贸易收入，符合条件的情况下也不会影响其落入《优惠目录》范围，适用的场景更多，预计将有更多企业受益。

此外，在横琴合作区“实质性运营”也是企业享受 15% 所得税优惠的必要条件之一。横琴合作区税务局近年来尤其关注企业的“实质性运营”的情况，走访检查的力度很大，有意享受优惠政策的企业除了关注主营业务需落入《优惠目录》的范围，还要关注自身的“实质性运营”是否足够。

《界定要点》旨在为企业创造更加公平、透明、可预期的税收环境，吸引更多优质企业落户横琴合作区，共同推动粤港澳大湾区的繁荣发展。普华永道团队将持续关注横琴合作区的财税政策，并及时与您分享政策细节与我们的观察。

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国税务及商务咨询团队**：

原遵华

普华永道中国税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

倪智敏

普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

王舜宜

普华永道中国深圳税务主管合伙人

+86 (755) 8261 8267

rebecca.s.wong@cn.pwc.com

张智营

普华永道中国广州税务主管合伙人

+86 (20) 3819 2187

calvin.zhang@cn.pwc.com

曾惠贤

普华永道中国深圳前海税务主管合伙人

+86 (755) 8261 8383

catherine.tsang@cn.pwc.com

林晓榆

普华永道中国珠海税务主管合伙人

+86 (755) 8261 8706

cynthia.hy.lam@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2025 年 7 月 4 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2025 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。